

明治150周年 関連施策についてのお知らせ

平成30年（2018年）は、明治元年（1868年）から起算して満150年に当たります。

政府では、内閣官房副長官を議長とする「明治150年」関連施策各府省連絡会議」を設け、政府一体となって「明治150年」関連施策を推進しているところです。

政府では、国だけでなく、地方公共団体や民間も含めて、日本各地で、「明治150年」に関連する多様な取組が推進されるよう、ロゴマークの使用促進や広報などを通じて、「明治150年」に向けた機運の醸成を図っています。詳しくは以下のホームページを御覧下さい。

■明治150周年ポータルサイト
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/meiji150/portal/>



平成30年度 西ノ島町奨学生募集

①貸付対象者

西ノ島町の出身者で、高等学校、大学若しくはこれと同程度の学校に入学（在学）し、向上心を有する者で経済的事由により修学が困難と認められるもの。

②貸与額

高等学校 月額2万5千円以内
高等専門学校 月額5万円以内
大学（短大、大学院、専門学校を含む）
月額5万円以内
医療に関する学校（入学金を加算）
20万円以内

③貸与者の決定

西ノ島町奨学資金貸与選考委員会の審査を経て決定する。（予算の範囲内）

④貸与の時期・返還

I. 年2回に分けて貸与
II. 返還の始期は卒業3年を経過した翌年から貸与を受けた月数の2倍に相当する期間内に全額を返済

⑤返還の免除及び減免（優先的に貸

与します。）

I. 医師の免許取得後12年以内に町内に居住し、引き続き5年以上医師として従事した場合返還を全額免除。

II. 歯科医師、看護師、准看護師、薬剤師、作業療法士、理学療法士、保健師、保育士、介護福祉士、介護支援専門員等については免許取得後3年以内に町内に居住し、引き続き5年以上医療・福祉等に従事した場合返還を全額免除。

III. 上記以外の職に就く方で卒業後3年以内に町内に居住し、引き続き5年以上従事した場合は返還を2分の1減免（公務員は除く）。

⑥手続きに必要な書類のお受け取り

I. 西ノ島町教育委員会 教育課
（西ノ島町立中央公民館）
II. 西ノ島町役場 町民課窓口
III. 西ノ島町役場 別府支所

⑦提出先と提出期限

提出先…上記3か所の窓口
提出期限…平成30年1月31日（水）
※期限以降でも随時受け付けます。
お問合せ先…西ノ島町教育委員会
教育課 電話…610171
FAX…611028

「法定相続情報証明制度」についてのお知らせ

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました。

現在、相続手続では、亡くなられた方の戸除籍謄本等の束を、相続手続を取り扱う各種窓口にも何度もし直す必要があります。

法定相続情報証明制度は、登記所に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）を提出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを無料で交付します。

その後の相続手続は、法定相続情報一覧図の写しをご利用いただくことで、戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、『法務局ホームページ』をご覧ください。

お問合せ先 松江地方法務局 総務課
電話…0852-3214200

健康福祉課だより

はちまるにいまる

8020よい歯のコンクールの表彰

島根県では、満80歳以上で自分の歯を20本以上保持し、お口の健康管理に努力しておられる方を表彰する「8020よい歯のコンクール」を毎年開催しています。

今年は島根県内で132名の方の応募があり、西ノ島町からは丸勢静香さん（小向）が審査員特別賞と公益財団法人8020推進財団理事長賞を受賞されました。

大人の歯の数は、親知らずを入れると32本あります。80歳以上の人の歯は平均で10本程度しか残っていませんが、丸勢さんはご自分の歯を32本保持していたことで、今回の受賞となりました。

丸勢さんは大正15年生まれの91歳。定期的に歯科医院に通い、必要な治療を受けており、好き嫌いなく何でも食べ、自分の歯で歯応えのある物を食べるのが好きだそうです。

高齢になっても自分の歯でおいしく食べ、楽しく食事や会話ができる、いつまでも健康な生活を送りたいものです。皆さんも若い時からお口のケアを心がけ、8020目指して頑張りましょう！

目指せ！良い歯！



確定申告の医療費控除の申告が変わります

●「医療費のお知らせ」でも申告可能に

従来は確定（住民税）申告で医療費控除の申告を行う際、医療費の領収書での確認が義務付けられていましたが、平成30年の申告より、医療保険者から交付された「医療費のお知らせ」でも申告が可能になります。なお、医療費の領収書を使っても従来と同様に可能です。

※現在、西ノ島町国民健康保険で発行している医療費通知については医療費控除の申告ができる要件を満たしていないため、平成30年の医療費控除の申告には使用できません。確定申告用の「医療費通知」は平成30年2月中頃に作成を予定しておりますので、準備ができましたら改めてお知らせいたします。

※後期高齢者医療保険の方で、確定申告用の医療費通知を希望される場合は、町民課へお問い合わせください。

【申告時の注意点】

「医療費のお知らせ」のみの申告の場合、交通費の計算ができないため、交通費をつける場合には通院した日が分かる記録簿や医療費の領収書が必要となります。

●セルフメディケーション税制が始まります

平成30年の申告より、新たな特例制度「セルフメディケーション税制」が始まります。これは、特定の成分を含んだOTC医薬品という医薬品の年間購入額が「合計12,000円」を超えた場合に適用される制度（上限年間10万円）です。

○対象：所得税や住民税を納めていて、自分と扶養家族の分を合わせて、対象となるOTC医薬品の年間購入額が12,000円を超えていて、健康の維持促進や疫病予防のために健康診断などを受けている人

※OTC医薬品を購入した際に受け取る領収書には、対象製品の欄に星などの印と「セルフメディケーション税制対象」という印字がされます。

【申告時の注意点】

従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を同時に利用することはできません。どちらの制度を適用するか選択し、申告してください。

<問い合わせ先>西ノ島町役場 町民課 税務係 TEL 08514-6-0103